

報道関係者各位

令和7年10月7日（火）  
【照会先】  
山口労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 藤原寿美代  
賃金指導官 村上 出  
電話（083）995-0372

## 最低賃金は 1時間 1,043円になります！！

～「山口県最低賃金周知キャンペーン」を実施します～

山口労働局（局長 鈴木輝美）は、令和7年10月16日から改正となる山口県最低賃金（時間額 1,043円）を広く周知するため、「最低賃金周知キャンペーン」を以下のとおり実施します。

### 1 実施概要

- (1) 日時 令和7年10月15日（水） 14時00分～14時30分メド  
(2) 実施場所 ゆめタウン山口1F西側入口（メイン）  
(3) 内容 山口労働局長、同局職員及び山口労働基準監督署職員が最低賃金1時間1,043円を記したウェットティッシュ等を配布します。



最低賃金制度のマスコット

「チェックマン」

### 2 その他

雨天決行です。

#### ◎ 報道関係者の皆様へ

事業者・労働者・アルバイト・パート・学生の方々等、広く県民の皆様に周知してまいりますので、当日の取材をぜひともお願いいたします。

取材申込を希望される場合は、電子メールにて、会社名・ご来訪される方全員の氏名・連絡先明記してお申し込みください。

[申込先] 山口労働局労働基準部賃金室（担当：村上、田村）

メールアドレス：[chinginshitsu-yamaguchikyoku@mlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-yamaguchikyoku@mlw.go.jp)

**申込期限：10月14日（火）12時**

報道機関各位

## 山口県最低賃金周知キャンペーン（10月15日開催）取材申込について

取材申込を希望される場合は、電子メールにて、会社名、来訪される方全員の氏名、連絡先、撮影の有無を明記してお申し込みください。

[申込先] 山口労働局労働基準部賃金室（担当：村上、田村）

メールアドレス：[chinginshitsu-yamaguchikyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-yamaguchikyoku@mhlw.go.jp)

※電話による申込みはご遠慮ください。

[申込期限]

令和7年10月14日（火）12時00分（必着）

### ※取材にあたっての注意事項

撮影は、店舗の商売の妨げとならないようお願いするとともに、お客様への配慮をお願いいたします。

また、テレビカメラによる撮影は、施設借用上事前連絡が必要となりますので必ずご連絡願います。

申込期限：10月14日（火）12時

令和 年 月 日

山口労働局労働基準部賃金室 行き

(e-mail : chinginshitsu-yamaguchikyoku@mhlw.go.jp)

山口県最低賃金周知キャンペーン（10月15日開催）取材申込

① 会社名		
② 職氏名	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名
③ 連絡先 (電話番号)		
④ 撮影方法	TV撮影 有 ・ 無	写真撮影 有 ・ 無

※ 取材にあたっての注意事項

- 1 取材を希望される方は、準備の都合がありますので、①社名②来訪される方全員の氏名③代表者の連絡先④撮影の有無を 10月14日（火）12時までに電子メールにより山口労働局賃金室までご連絡願います。

(e-mail : chinginshitsu-yamaguchikyoku@mhlw.go.jp)

- 2 撮影は、店舗の商売の妨げとならないようお願いするとともに、お客様への配慮をお願いいたします。
- 3 テレビカメラによる撮影は、施設借用上事前連絡が必要となりますので必ずご連絡願います。